

ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、年齢・障害等にかかわらず地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等の効果を図ることを目的とした「ふれあい・いきいきサロン」(以下「サロン」という。)活動の推進を図るために、各地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)に支援することを目的とする。

(運営)

第2条 地域住民の参加・協力により運営されるものとする。

(支援の内容)

第3条 社会福祉法人宇部市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、本要綱の要件(第4条、第6条)を満たし、助成金の交付を希望する者に本会の予算の範囲内で、地区社協を通じて助成金を交付するものとする。

(助成対象団体の条件)

第4条 助成対象となる団体は、次の各号に掲げるすべての条件を備えていなければならない。

- (1)宇部市において、自主的に住民活動を行う任意の団体
- (2)宇部市において、地域住民による仲間づくりや健康保持等の活動を行う団体
- (3)継続的かつ計画的に活動を行う団体
- (4)営利又は特定の政党・政治団体に関する活動もしくは宗教活動を目的としない団体
- (5)当該年度に本会や宇部市による他の補助金又は助成金交付を受けていない団体
- (6)同じ対象地域のふれあい・いきいきサロン活動助成金交付団体又はご近所福祉サロン実施団体が同自治会内又は同地区内にない団体
- (7)その他、本会会長が必要と認めた団体

(助成の対象となる活動)

第5条 助成対象となる活動は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)年間6月以上開催していること。
- (2)サロンを運営する者は、利用者から実費程度の会費又は参加費を徴収するなど、自主運営及び活動の継続性を図ること。
- (3)サロンを実施する際には、地域に広報すること。
- (4)実施場所は、集会所、個人宅等で地域の実情に応じて、利用者の集まりやすい場所を利用して実施すること。
- (5)活動内容は基本的には自由な活動であるが、誰もが参加できる活動内容とすること。
- (6)その他、本会会長が必要と認めた活動。

(助成の対象外となる活動)

第6条 特定の個人や団体の会員のみが利益を受ける、サークル活動に準じる活動や特定の内容を毎回実施する教室等の活動は助成の対象外とする。

2 サロンの名称については、地域の誰もが参加しやすいように、内容が限定すると捉えられる固有名詞(麻雀、グラウンドゴルフ、カメラ等)を使用した名称のサロンは助成の対象外とする。

(助成金の額)

第7条 助成金額は、1,000 円にサロンの開催月数を乗じて得た金額とし、サロン1箇所あたり 12,000 円を上限とする。

2 新規立ち上げサロンについては、初年度に限り1箇所あたり 20,000 円とし、別途助成する。

(助成金の申請・交付)

第8条 助成金の申請を行う地区社協は、各地区内で活動するサロンを取りまとめ交付申請書(様式1)及び各サロンの実施計画書(様式1-①)と予算書(様式1-②)を本会に提出するものとする。

2 本会は、助成金の交付の可否について審査し、交付決定通知書を地区社協に通知するものとする。ただし、助成金を交付しないことに決定した場合は、その旨を通知する。決定した地区社協は請求書(様式2)を本会に提出し、交付を受けるものとする。

(実績の報告)

第9条 サロン活動の助成金交付を受けた地区社協は、各地区内で活動するサロンを取りまとめ実績報告(様式3)及び各サロン実績報告書(様式3-①)と決算書(様式3-②)を翌年の5月31日までに本会に提出するものとする。

(助成金の返還)

第10条 本会会長は、助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した助成金の返還を命ずることができる。

(1)虚偽の申請が判明したとき。

(2)助成金を交付目的以外のものに使用したとき。

(3)本要綱第5条の助成の要件を満たさなかったとき。

(4)実施計画書の内容と年度終了時の実績に著しく差異があったとき。

(5)その他、本要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年4月1日から施行する。